平成２８年（フ）第１１２０号
福岡市博多区板付５丁目１番15号
債務者　中野　久子
1　決定年月日時　平成28年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７０号
宮崎県都城市志比田町5138番地４
債務者　河野　未来
1　決定年月日時　平成28年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第１５７号
沖縄県糸満市字真栄里1399番地　フォーレストカーサ106
債務者　仲座　榮眞
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１５８号
沖縄県糸満市字真栄里1399番地　フォーレストカーサ106
債務者　仲座　紀子
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２０９号
沖縄県島尻郡南風原町字与那覇23番地　ＳＡＫＵＲＡ　ＴＥＲＲＡＣＥ103
債務者　吉濱　実祥
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２１０号
沖縄県島尻郡南風原町字与那覇23番地　ＳＡＫＵＲＡ　ＴＥＲＲＡＣＥ103
債務者　吉濱　理映（旧姓平安山）
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３２０号
仙台市太白区袋原字平淵21番地の２　袋原市営住宅３号棟―311
債務者　高森　有香
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４２６号
宮城県亘理郡亘理町逢隈十文字字牛頭198―７―101、住民票上の住所宮城県亘理郡山元町山寺字日向33番地
債務者　三橋奈帆子
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１９５号
茨城県ひたちなか市大字稲田1166番地の119
債務者　杉山　弘子
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第６０９号
京都市北区大北山原谷乾町130番地の１
債務者　野原　茂作
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６５０号
京都市山科区西野山階町45番地33　ハイツクローバーＡ303
債務者　岸本　知子
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６６４号
京都市南区西九条蔵王町16番地　フルール東寺103、住民票上の住所京都市南区西九条川原城町25番地７
債務者　北村　和人
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７１７号
京都市右京区西京極東町２番地１　西京極団地第９号棟第405号室
債務者　**𠮷**島　法弘
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７１８号
京都市右京区西京極東町２番地１　西京極団地第９号棟第405号室
債務者　**𠮷**島　英代
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４４９号
広島県廿日市市阿品台東３番２―402号
債務者　村田　祐治
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０９３号
福岡市早良区室住団地39番501号
債務者　原　　貴子
1　決定年月日時　平成28年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７１号
宮崎県都城市上長飯町25号３番地２
債務者　松岡　弘則
1　決定年月日時　平成28年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第７２号
宮崎県都城市上長飯町25号３番地２
債務者　松岡　孝子
1　決定年月日時　平成28年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
宮崎地方裁判所都城支部